

警備員指導教育責任者講習における講師の指定に関する内規

平成18年1月25日

公安委員会内規第1号

(趣旨)

第1条 この内規は、警備業法(昭和47年法律第117号)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習における講師(以下「講師」という。)の指定について、必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 講師の指定は、山口県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が、講師として十分な知識及び能力を有すると認められる者に対して、警備業法第2条第1項各号の警備業法の区分ごとに行うものとする。

(指定の辞退の申出)

第3条 指定を受けた講師は、その指定を辞退しようとするときは、公安委員会に申し出なければならない。

(指定の取消し)

第4条 公安委員会は、前条の規定により指定の辞退の申出を受けたとき又は講師として指定することが適当でないと認めるときは、講師の指定を取り消すことができる。